

# 広 告 掲 載 役 務 請 負 契 約 約 定

## (総 則)

**第1条** 発注者及び受注者は頭書の請負契約に関し、この契約書（契約につき契約内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（昭和12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）を行ったものを含む。）に定めるもののほか、「令和8年度盛岡市本庁舎等広告掲載役務請負募集要項」並びに「盛岡市広告掲載要綱」、「盛岡市広告掲載基準」、「盛岡市本庁舎広告掲載取扱要領」、「盛岡市公用車広告掲載取扱要領」及び「盛岡市業務用端末広告掲載取扱要領」に従いこれを履行しなければならない。

2 受注者は、業務の実施に関し必要があると認められる場合には、すみやかに発注者に通知し、その指示を受けなければならない。

## (権利義務の譲渡等)

**第2条** 受注者は、発注者の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保の目的に供してはならない。

## (一括委任又は一括下請負の禁止)

**第3条** 受注者は、この契約の内容について、業務の全部又は主要部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

## (契約の変更及び中止)

**第4条** 発注者は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し若しくは実施を一時中止し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において、契約金額、契約の期間その他この契約に定める条件について変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。ただし、賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

## (危険負担)

**第5条** 発注者と受注者双方の責めに帰することができない事由により、受注者が業務の全部又は一部を完了することができない場合には、受注者は契約を解除することができる。

## (一般的損害等)

**第6条** この契約の履行に関して契約期間中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害（保険その他によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

## (広告取扱業者の業務)

**第7条** 受注者が請け負う業務は、次のとおりとする。

- (1) 広告主の募集
- (2) 広告掲載の申込み等に係る書類の受付代行及び市への書類提出
- (3) 広告の作成、掲載及び撤去（原状回復）並びに広告データ等の納品
- (4) 広告主との個別契約及び広告掲出料の回収
- (5) 市との連絡調整
- (6) その他附帯する事項

2 受注者は、発注者が設置及び管理する広告媒体への広告掲載及び撤去（原状回復）を、発注者の指示のもとで行うものとする。なお、これらの業務は発注者の業務を代行するものであり、受注者は行政財産を自ら使用又は占用するものではない。

## (広告掲載料の支払)

**第8条** 受注者は、広告掲載料として頭書記載の金額を、発注者が発行する納入通知書に基づき、記載された納入期限までに納入するものとする。

2 発注者は、受注者の責に帰すべき事由により支払いが遅れたときは、未払金額に対し、遅延日数に応じて、受注者に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により指定された率をもって計算した遅延利息の支払いを請求することができる。

## (広告掲載料の返還)

**第9条** 徴収した広告掲載料は返還しないものとする。ただし、返還することが適當であると発注者が認めたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において還付する金額は、日割り計算により算出するものとし、当該還付する金額には利息を付さないものとする。

## (広告主の選定及び広告内容の審査等)

**第10条** 受注者は、広告掲載を希望する者から広告主を選定するとともに、広告内容についてはあらかじめ発注者の審査を受け、その承認を受けた後でなければ、広告を掲載してはならない。

2 受注者は、前項に規定する審査において、広告に内容等の修正等の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

3 受注者は、第1項の審査において、発注者が定める書類等を提出しなければならない。

#### (広告掲載及び撤去)

**第11条** 広告掲載及び撤去は、受注者が行うものとし、これに要する費用は受注者の負担とする。

2 受注者は、前項の実施に際し、あらかじめ発注者と協議するものとする。

3 受注者は、広告掲載が終了したときは、広告掲載した箇所の現状回復をしなければならない。

#### (発注者の解除権)

**第12条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せずに直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく契約を履行しないとき、又は履行期間内に履行の見込みがないとき。
- (2) 契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
- (3) 契約の履行にあたり、職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨げたとき。
- (4) この契約に違反し、発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、受注者がその違反を是正しないとき。
- (5) 前4号に掲げるほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (6) 第13条の規定によらず、契約の解除を申し出たとき。
- (7) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時役務請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかつたとき。

2 発注者は、前項の規定により受注者との契約を解除する場合において、受注者の所在を確認できないときは発注者の事務所にその旨を掲示することにより、受注者への通知に代えることができるものとする。この場合におけるその効力は、掲示の日から14日を経過したときに生ずるものとする。

#### (談合その他の不正行為等に係る発注者の解除権)

**第13条** 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかつた場合については、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、当該命令が確定したとき。
- (2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条による刑が確定したとき。

#### (受注者の解除権)

**第14条** 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができない場合にはこの契約を解除することができる。

#### (秘密保持)

**第15条** 受注者は、この契約遂行上知り得た発注者の業務上の秘密を他人に漏らしてはならない。

#### (契約外の事項)

**第16条** この契約について定めのない事項及び発注者と受注者間に紛争又は疑義の生じた事項については、その都度発注者と受注者が協議して定めるものとする。